

令和元年度南多摩地域保健医療協議会 議事録

日時：令和元年7月25日（木曜日） 13時30分～15時25分

場所：南多摩保健所 講堂

次第：

- 1 事務局保健所長 挨拶
- 2 委員等紹介、資料確認
- 3 会長選出等
- 4 議事
 - (1) 南多摩保健医療圏地域保健医療推進プランについて
 - (2) 部会設置及び委員の指名について
- 5 プラン推進に係る各機関からの取組報告
 - (1) 受動喫煙防止対策について
 - (2) 自殺対策について
 - (3) 災害対策について
 - (4) 南多摩保健医療圏地域保健医療福祉フォーラムについて
- 6 その他

令和元年度 南多摩地域保健医療協議会委員名簿

令和元年7月現在

区分	氏名	所属	出欠	備考
医師会	石塚 太一	八王子市医師会長	出席	
	林 泉彦	町田市医師会長	出席	
	塩谷 武洋	日野市医師会長	出席	
	田村 豊	多摩市医師会長	出席	
	谷 平 茂	稲城市医師会長	出席	
歯科 医師会	関戸 達哉	八南歯科医師会長	出席	
	小川 冬樹	町田市歯科医師会長	出席	
薬剤師会	橘 隆 二	八王子薬剤師会長	出席	
	関根 克敏	町田市薬剤師会長(東京都薬剤師会理事)	出席	
	野村 圭伊	南多摩薬剤師会長	出席	
医療 機関	池田 寿昭	東京医科大学八王子医療センター病院長	出席	
	小林 義典	東海大学医学部付属八王子病院長	代理出席	
	金 崎 章	町田市民病院 病院事業管理者(兼)院長	出席	
	井上 宗信	日野市立病院長	出席	
	重松 恭祐	(公財)東京都保健医療公社多摩南部地域病院長	出席	副会長
	中井 章人	日本医科大学多摩永山病院長	出席	
	松崎 章二	稲城市立病院事業管理者兼院長	代理出席	
関係 団体	西川 誠二	八王子市民生委員児童委員協議会第19地区会長	欠席	
	遠山 希委子	特定非営利活動法人町田市精神障害者さるびあ会副会長理事	出席	
	小林 昭治	日野市環境衛生協会会長	出席	
	北島 菊松	南多摩食品衛生協会会長	出席	
	石井 律夫	稲城市社会福祉協議会長	欠席	
学識 経験者	石館 敬三	東京都結核予防会理事	出席	会長
	城所 敏英	東京都南新宿検査・相談室長	出席	
	西村 一弘	駒沢女子大学人間健康学部教授	出席	
公募 委員	黒澤 美代子	公募委員	出席	
	津布久 光男	公募委員	出席	
	比留間 文彦	公募委員	出席	
市	原田 美江子	八王子市健康部長(八王子市保健所長)	代理出席	
	河合 江美	町田市保健所長	代理出席	
	赤久保 洋司	日野市健康福祉部長	出席	
	伊藤 重夫	多摩市保健医療政策担当部長	代理出席	
	武藤 路弘	稲城市福祉部長	出席	
警察・ 消防	齊藤 靖	警視庁多摩中央警察署長	代理出席	
	金子 裕一郎	東京消防庁多摩消防署長	出席	
労働基準監督署	浅野 悦子	八王子労働基準監督署長	出席	
学校 関係	増田 綾子	稲城市小学校長会代表(稲城第二小学校長)	欠席	
	宮原 延郎	日野市中学校長会代表(日野第三中学校長)	出席	
	設 樂 恵	八王子市教育委員会学校教育部長	代理出席	
保健所	小林 信之	南多摩保健所長	出席	

(敬称略)

【谷津課長】 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから令和元年度南多摩地域保健医療協議会を開催いたします。本日はお忙しい中御出席いただきまして誠にありがとうございます。本日は委員改選後、初めての会議でございますので、会長選出までの間、事務局で進行を務めさせていただきます。私は南多摩保健所企画調整課長の谷津でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着席させていただきます。

次第に沿って議事を進めさせていただきます。次第をお開きください。次第第 1、事務局保健所長挨拶。小林より御挨拶を申し上げます。

【小林所長】 皆様、こんにちは。南多摩保健所長、小林でございます。南多摩地域保健医療協議会の事務局を代表しまして一言御挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中、また天候の非常に高温多湿の中、御出席賜りまして誠にありがとうございます。また日頃より東京都の保健衛生行政に御理解、御協力をいただき、重ねてお礼を申し上げます。

さて、本協議会は八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市の 5 市から成る南多摩保健医療圏におけます地域保健医療推進プランの策定、及び推進、保健・医療・福祉の連携等について御協議いただくこととなっております。今年度は、先ほどありました委員改選の年となりまして、これまでに引き続き御尽力くださる 31 名の委員の皆様と、今年度から新たに御就任いただきました 8 名の委員の皆様の御協力をいただきまして、この協議会を進めさせていただきます。

昨年度は委員の皆様の御協力のもと、保健医療推進プランを無事改定することができました。改定プランの計画期間は平成 30 年度から令和 5 年度、2023 年度までというふうになっており、今後この協議会におきましてプランの進捗状況を共有し、皆様からの忌憚のない御意見を賜ることによりまして、地域保健医療施策の着実な推進に努めてまいりたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【谷津課長】 続きまして次第 2、委員紹介をさせていただきます。恐れ入りますが、着席のまま進めさせていただきます。これからお手元の名簿順にお名前を申し上げますので、恐縮ですが、お名前をお呼びした委員の方は会釈していただければありがたく存じます。よろしくお願いいたします。

石塚委員です。

林委員です。

塩谷委員です。新委員でいらっしゃいます。

田村委員です。

谷平委員です。

関戸委員です。

小川委員です。

橘委員です。

関根委員です。

野村委員です。

池田委員です。

小林委員の代理で、本日、望月事務局長が御出席です。

金崎委員です。新委員でいらっしゃいます。

井上委員です。

重松委員です。新委員でいらっしゃいます。

中井委員は少し遅れると御連絡をいただいているところでございます。

松崎委員の代理で伊藤医療対話推進担当係長でございます。

西川委員は御欠席の御連絡をいただいております。

遠山委員です。

小林委員です。

北島委員です。

石井委員は御欠席です。

石館委員です。

城所委員です。

西村委員です。

黒澤委員です。新委員でいらっしゃいます。

津布久委員です。同じく新委員でいらっしゃいます。

比留間委員です。同じく新委員でいらっしゃいます。

原田委員の代理で、本日、武井健康政策課長が御出席です。

河合委員が新委員に御就任をいただいておりますが、本日、田中健康推進課長が代理で御出席でございます。

赤久保委員です。

伊藤委員の代理で、本日、金森健康推進課長が御出席です。

武藤委員です。

齊藤委員の代理で、本日、山本生活安全課長が御出席です。

金子委員です。

浅野委員です。

増田委員は御欠席です。

宮原委員、新委員でいらっしゃいます。

設楽委員の代理で、原保健給食課主査が御出席です。

続きまして、事務局である南多摩保健所の幹部職員を御紹介いたします。

薩埵生活環境安全課長です。

荒川保健対策課長です。

河西地域保健推進担当課長です。

谷津企画調整課長でございます。よろしく願いいたします。

それでは続きまして、次第 2、資料の確認をさせていただきます。次第の裏面を御覧ください。裏面に配付資料ということで資料 1～9 まで記載しておりますが、これがお手元に郵送させていただいた資料ですので省略させていただきます。

続きまして、本日机上に配付させていただいた資料でございます。まず座席表。続きまして資料 4-②。続きまして多摩市受動喫煙防止条例、A3 ペーパーを折ってあるものです。続きまして日野市の自殺対策について。続きまして稲城市の災害医療への取組について。それから自殺対策研修チラシ、水色のペーパーでございます。それから町田市からの資料でゲートキーパー宣言でございます。それから所内閲覧用ということでプランの冊子を置かせていただいております。

以上が資料一式でございますが、不足がございましたら挙手でお知らせいただければと思いますが、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

会議の公開について御説明いたします。会議の公開につきましては設置要綱により、原則公開とされております。ホームページによりまして開催の事前告知を行いました。傍聴の申込み者はいらっしゃいませんでしたので御報告させていただきます。また、本日は記録、広報用に会議中の写真撮影をさせていただきますので、予め御承知おさください。

続きまして次第 3 (1)。会長選出及び会長挨拶。

それでは会長選出等につきまして簡単に御説明をいたします。地域保健医療協議会設置要綱第 6 の規定によりまして、本協議会には会長及び副会長を置くこととされ、会長は委員の互選により、また副会長は会長の指名により選任することとされております。次に要綱第 7 によりまして、協議会に専門的な事項を検討するための部会を設置することができること、部会は委員のうちから会長が指名する者をもって構成することが定められております。この内、部会設置及び委員指名につきましてはプランについての議事ののちに御説明をいたしますので、まずは本協議会の会長の御選出をいただきたいと思っております。

推薦、あるいは立候補はございますでしょうか。石塚委員、どうぞ。

【石塚委員】 八王子の石塚でございます。本協議会の会長につきましては、その学問的業績、見識、またそのお人柄から、私は東京都結核予防会理事、石館先生を御推薦申し上げます。

【谷津課長】 ありがとうございます。他には御推薦等はよろしいでしょうか。

ただいま石塚委員から石館委員が適任ではないかとの御意見がございましたが、皆様いかがでしょうか。

(拍手)

ありがとうございます。それでは石館委員に会長をお願いしたいと存じます。

石館委員、会長席にお移りいただきたくよろしくお願ひいたします。また今後の議事進行につきましてもどうぞよろしくお願ひいたします。

【石館会長】 それでは一言御挨拶をさせていただきます。ただいま会長に御推薦をいただきました石館でございます。私は従前より本協議会の会長を務めさせていただいておりましたが、引き続き、南多摩地域保健医療協議会の会長という重責を担うこととなり、大変恐縮に存じております。微力ではございますが、職責を全うしてまいりたいと存じておりますので、委員の皆様方には御協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

さて、本協議会の主な課題でございます南多摩保健医療圏地域保健医療推進プランにつきましては、小林所長さんのお話にもございましたように、昨年度皆様の御協力のもとに無事改定したところでございます。本日はプランのベースラインに基づく進行管理について御協議をいただくと共に、各機関が取り組んでいらっしゃる内容を御報告いただく予定となっております。委員の皆様にはそれぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただきたいと存じております。本日の協議会での御審議を今後の圏域の活動につなげていけるよう皆様の御協力をお願ひ申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは次第に従いまして会を進めさせていただきます。

まず最初に、本協議会の要綱に基づきまして副会長を指名させていただきます。副会長には多摩南部地域病院長の重松委員にお願ひしたいと思ひます。重松委員には私を補佐していただければ大変心強く思っておる次第でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは副会長席にお移りいただきたいと思ひます。

恐縮ですが、一言お願ひいたします。

【重松副会長】 ただいま会長の方から副会長ということで御指名いただきました多摩南部地域病院の重松でございます。この会は、保健、医療、介護などますます地域の連携が重要になっている中におきまして、このような多様な分野から一堂に会して意見を出し合うということはとても貴重な機会と考えております。しっかりと会長を支えていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【石館会長】 ありがとうございます。それではただいまから議事に移ります。

会議次第に従いまして、議事 4 の(1)、南多摩保健医療圏地域保健医療推進プランにつきまして事務局から説明をお願ひいたします。

【谷津課長】 はい、事務局から説明させていただきます。まず委員の皆様におかれましては3ページ、設置要綱をお開きいただければと思ひます。設置要綱中段に協議事項が記載しておりますが、本協議会での協議事項、(1)～(5)ということになっておりまして、(1)地域保健医療対策の総合的な推進に関する事項、(2)地域保健医療推進プランの策定、推進、及び評価に関する事項、他と定められております。

続きまして、7 ページをお開きいただければと思います。7 ページ、A4 横版でございますが、南多摩保健医療圏地域保健医療推進プランの推進体制でございます。まず一番上に本協議会が設置されており、この下に3部会が設置されております。3部会、健康づくり部会はカッコ書きの中のように、地域・職域連携推進協議会を兼ねております。また真ん中の健康安全部会は地域医療安全推進分科会を兼ねております。また下の方にはこのプランの内容に関連するもので、保健所が主催、関与する地域の各種連絡会、ネットワーク会議などがぶら下がるつくりになっております。よろしくお願いいたします。

続きまして裏面、8 ページを御覧ください。こちらはプランの進行管理についてまとめたものでございます。各部会で既に一度御説明をさせていただいておりますが、新しい委員もいらっしゃいますので、簡単に御説明をさせていただきます。

まず進行管理を行う項目について御説明いたします。お手元の冊子のプランをお手元に出していただきまして、ここに黄色い付箋が上に出ている41 ページをお開きください。これは本プランの全体の中の重点プラン・指標一覧の23項目を掲載した表となっております。本協議会で進行管理をお願いする項目はこの23項目となっております。次に、下から2つ目の破線の囲みの中を御覧ください。重点プランの定義でございますが、がん対策から一番最後の人材育成研修等までの各項目ごと、それぞれ複数の課題と、それに対する今後の取組が設定されている中、特に重点的に取り組む施策を重点プランとして位置づけている、そのような位置づけでございます。また指標については、重点プランの進行管理、評価、検証を行うために設定しているものでございます。よろしくお願いいたします。

8 ページにお戻りいただければと思います。ベースラインですが、先ほどの重点プラン23項目の進行管理を行うための基準とする実績でございまして、平成29年度の実績、30年3月31日時点としております。次にその下、評価についてです。中間評価、最終評価と2度の評価を行います。調査時期については記載のとおりでございます。続きましてその下、進行管理でございます。計画期間中、毎年度、各市、各保健所における事業実施状況の調査によりまして、圏域全体の進捗状況を把握し、本協議会、部会等で協議をしていただきます。最後にその下の留意点でございまして、各市の取組は各市の事情に応じて実施されており、その実施体制や方針等もそれぞれ異なるために進行管理や評価において単純な横並びや比較ができるものではないということで御確認をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして次のページの9 ページでございますが、表題がありますように、これらプランのベースライン、先ほど御説明いたしましたベースラインがまとめられている表でございます。23項目分ということで9 ページから31 ページまでがこのプランのまとめとなっております。続きまして、本日の机上配付資料4-②をお手元の方に置いてください。本来、このところに入れるべきだったんですが、ちょっと間に合いませんので、机上配付になってしまいました。申し訳ありません。ここでは30年度の各部会の内容をまとめたものですので、これを通しましてベースラインのことも合わせて御報告を

させていただきます。

まず1番、健康づくり部会でございますが、1月17日に開催いたしました。(3)議事の①ベースラインにつきましては、先ほど御紹介の部分を協議をいただきました。この健康づくり部会の分掌は生涯を通じた健康づくり、先ほどの41ページの部分とリンクしておりますが、1～8までを健康づくり部会で分担しております、それについて御協議をいただきました。また②においては各機関からの取組報告ということで、このような案件につきまして活発な情報提供、情報共有をしていただきましたので合わせて御報告をいたします。

また(4)でございますが、30年度までこの健康づくり部会にはもう1つの看板としまして地域自殺対策協議会というものがついておりましたけれども、この地域自殺対策協議会を終了するというを確認しております。その理由といたしましては、法や計画が整備され、もう地域レベルでの対応にシフトチェンジしているというところで、圏域単位のこの協議会の枠の中ではなく地域レベルでの対応を進めるのが適当であろうという事情であります。なお、自殺対策については内容的に引き続き健康づくり部会で取り扱うということで確認しております。

続きまして裏面を御覧ください。2番、地域医療・地域包括ケア部会でございます。1月23日に開催しております。(3)議事の①のベースラインにつきましてはこの部会での分掌事務となっております、ここに四角囲いで記載されている内容についてベースラインの御確認をしていただきました。また②のプラン推進にかかる各機関からの取組報告につきましても記載しておりますので御確認いただければと思います。

続きまして3番の健康安全部会でございますが、1月31日に開催いたしました。(3)議事の①、この部会でのベースラインにつきましては四角囲いのおり、ここで協議をしていただいております。取組報告もここに記載したとおりでございます。

御報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

【石館会長】 はい、ありがとうございました。ただいまの事務局の説明につきまして御意見、あるいは御質問がございましたら御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

では特にならぬようでございますので、御説明いただいた内容で今後取り組んでいただきたいと思います。

【谷津課長】 ありがとうございます。

【石館会長】 それでは続きまして、次第4の(2)部会設置及び委員の指名についてでございます。規定によりまして、部会の委員は会長が指名することとなっております。お配りしてございます資料5、6、7を御覧いただきたいと存じます。資料5につきましては健康づくり部会委員の名簿でございます。資料6は健康安全部会委員名簿でございます。資料7は地域医療・地域包括ケア部会委員名簿でございます。お渡ししてありますとおり、事務局作成の案のとおり、この名簿の皆様を委員をお願いしたいと存じておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に移らせていただきます。次第5に移りまして、プラン推進にかかる各機関からの取組状況に入りたいと思います。これから御報告いただく各取組は、お手元にお配りしております冊子、地域保健医療推進プランに掲げられております項目に関連しております。プランの冊子41ページに一覧表がございます。

1つ目の報告は受動喫煙防止対策についてでございますが、こちらはこの一覧表の第1章第1節、生涯を通じた健康づくりの2、たばこ対策に関連する取組の報告ということになります。それでは事務局から御報告をお願いいたします。

【谷津課長】 南多摩保健所から御報告をいたします。私が報告をさせていただくのは改正健康増進法、都条例の基本的な枠組を御紹介させていただきたいと思います。資料8、39ページからの資料を活用させていただきます。

まず最初にカラーの39ページをめくっていただき、41ページをお開きいただければと思います。41ページ下段を御覧ください。条例等の目的、趣旨というところでございますが、受動喫煙防止を図るため、①、多数の者が利用する施設等を区分けして一定の場所を除き、喫煙を禁止すること、それから②、施設の管理権原を有する者が講ずるべき措置が定められたというところがこの目的、規制の目的趣旨となっております。都条例では、この法に上乘せする形で、特に健康被害を受けやすい20歳未満の子どもや受動喫煙を防ぎにくい立場である従業員を受動喫煙から守る観点から都独自のルールを定めるというスタンスで定められております。

続きまして、1枚おめくりいただき42ページを御覧ください。上段に各対象別の責務が書かれておりますので御覧いただければと思います。下段には施設区分がありますので、簡単に御説明をさせていただきます。まず①、第1種施設ということで、学校や病院、児童福祉施設など、受動喫煙により健康を損なう恐れが高い者が主として利用する施設と、行政機関等の庁舎というところで第1種施設と定められております。続きまして右側②、第2施設です。多数の者が利用する施設のうち、第1種施設及び喫煙目的施設、この後に御説明いたします、以外の施設ということになっております。続きまして左下③、喫煙目的施設でございます。喫煙をする場所を提供することがメインとなる施設ということで、シガーバー、たばこ販売店、屋内公衆喫煙所の3種類が定められております。このようなところが基本的なところとなっております。

続きまして、お戻りをいただき、カラーの39ページをお開きいただければと思います。一番上の四角囲いの中に法律と条例ということで、2段にフロー図を書かせていただいておりますが、このような形で法も条例も段階ごとに施行が始まっているところでございます。まず法も条例も1月から各それぞれの責務というところが始まりました。それから法律に関しましては上段のオレンジのところなんです、7月1日から第1種施設、先ほど御説明したところで言いますと第1種施設に該当しますが、学校や病院、医療機関等が原則、敷地内禁煙という規定が開始となっております。この後は下の段の水色のところでございますが、9月1日から都条例に基づきまして、学校等の屋外喫煙場所設

置ができなくなるということと、また別の切り口といたしまして、飲食店の標識掲示義務というのが発生いたします。このような流れを経て、最後の四角なんです、来年の4月1日から全面施行ということで、第2種と言われる飲食店や宿泊施設など多数の人が利用する施設は原則屋内禁煙という流れで全面施行へと進んでまいります。

なお、カラーの下の方に0570ということで相談ができる相談窓口の電話番号と、それから各種情報があるホームページを合わせて記載をしておりますので御参照いただければと思います。委員の皆様におかれましては、この地域における受動喫煙対策の推進に御尽力いただくことと合わせまして、各委員の皆様の所属機関における受動喫煙防止対策につきましても御協力いただけますようよろしくお願いいたします。

私の御報告は以上でございます。

【石館会長】 ありがとうございます。それでは続きまして、八王子市保健所から。

【谷津課長】 会長、途中ですみません。よろしいでしょうか。

いま日医大多摩永山病院の中井委員がいらっしゃいましたので御紹介させていただきます。中井委員です。引き続きよろしく願いいたします。

【谷津課長】 ありがとうございます。

【石館会長】 はい、それでは続けます。八王子市保健所からの報告をお願いいたします。武井課長さんですか。

【武井健康政策課長】 八王子市保健所健康政策課長の武井です。着座にて簡単に八王子市の取組について御紹介を申し上げたいと思います。

八王子市保健所はこの改正健康増進法に基づきまして、30年の10月から準備を進めてまいったところです。まず30年の10月に、私ども健康政策課の組織体制を変更いたしまして、この受動喫煙のために健康増進担当課長という専門の課長を1名と職員1名の2名で昨年の10月からスタートしたところでございます。その後、各団体への説明会というものを1月から開始したところです。これまで医師会、薬剤師会、歯科医師会、あと鍼灸マッサージですとか、あとはゴルフ場、保育園、幼稚園、こんなところ、既に現在までに26回ほど説明会を開催して、その都度、この法の趣旨、今後皆様方に御協力いただきたいことを御説明申し上げたところです。

その後、本年4月に入ってからですが、今度は受動喫煙の対策相談窓口というのを改めて設置しまして、2名でスタートしたところなんです、さらに増員しまして、トータル5名で現在は窓口を設置して対応しているところでございます。合わせまして4月1日には八王子市の施設の受動喫煙防止に関する基本方針、こういったものを策定いたしまして、市民、あとは事業者さん等に周知を図ったところでございます。6月には受動喫煙防止の普及動画作成をスタートし、市のホームページ等で紹介させていただく予定です。制度の概要については、市の広報にも6月15日号で一度御紹介をしたところで、今度はさらに8月15日号でももう一度広報の方に載せる予定でございます。

本年7月1日からはいま谷津課長からも御説明がありましたように、病院ですとか幼稚園、保育園、小・中学校、もちろん行政機関もですけども、第1施設につきましては屋内での喫煙ができなくなったということで、この辺の相談なんかもいま日々受けているようなところでございます。合わせて9月1日からは飲食店、こういったところで店内での喫煙表示をしなければならないということで、実は八王子市内には3800店舗ございますので、いまのところ、いろいろな説明会を使って、その内の約1000店舗には既にこの表示ステッカーはもうお配りできてるんですけども、この後また8月15日の広報に載せることで、さらに残りの約3000弱ですけども、事業所の方々に御説明をすると共にシールの掲示、こんなことをやっていこうと思っているところでございます。

簡単ではございますけれども、八王子市の紹介をさせていただきました。ありがとうございます。

【石館会長】 はい、ありがとうございます。それでは引き続きまして、多摩市では独自の受動喫煙防止条例を制定したというふうに向っておりますが、その内容について多摩市の金森課長さんから御説明いただけますでしょうか。

【金森健康推進課長】 はい、よろしく願いいたします。多摩市になります。資料の方は多摩市受動喫煙防止条例、受動喫煙のないまちづくりと書いたA3の中折りになっている資料になります。まだちょっと残念ながらカラー版ができておりませんで、白黒でちょっと見づらいですが申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。

多摩市受動喫煙防止条例ですが、この3月の議会で可決されまして、制定させていただいております。今年度10月1日に施行という形になっております。この受動喫煙防止条例制定にあたりましては、まずは議会の方の決議を受けて条例を制定したということになります。条例をつくるにあたりましては、市民のアンケート、あとワークショップ、あと市民検討会という感じで学識の方も入っていただいた中で、さらに市民委員さんも加わっていただいて、また保健所の所長にも加わっていただいた中で検討していきまして、防止条例ということで策定をさせていただいたということになります。

内容については概要版に沿って主に説明させていただければと思うんですけども、多摩市は御案内のとおり、健幸都市を掲げておりまして、スマートウェルネスシティというところを目指しております。そういったことから受動喫煙による健康の害が明らかであるというところから、多摩市でも条例をつくりましょうということで今回制定させていただいたということになります。

ただ、あくまでも多摩市の条例としましては、ポイントなんですけれども、すべて禁煙にしていくというところではなくて、まだたばこの方は一応認められている、違法ではないとかそういったものになりますので、適法の嗜好品というところになりますので、そういったところではたばこを吸う人、吸わない人が共存できる環境整備というところでの仕組みを構築するということを考えております。また先ほど保健所の方から御報告、御説明がありましたように、国の健康増進法の改正、東京都の受動喫煙防止条例制定を受けまして、屋内はかなり厳しく喫煙制限が加えられますので、その

ために屋外のルールも一定程度必要であろうというところから屋外のところもルールを決めていくというところがもう1つの特徴になるかなと思います。あとは正しい知識、条例の理解促進であるとか、受動喫煙に関する啓発について今後実施していくというところをコンセプトとさせていただいているところになります。

概要版の1面は「受動喫煙とは？」ということと「健康への影響」というのを書かせていただきまして、開いていただきまして左上、まず「たばこの煙による健康影響から市民を守ります」というところで、特に市民検討会のところでもお話が出たんですが、子どもさん、妊婦さん、病気等で配慮が必要な人には特に受動喫煙から守れるまちづくりを目指しましょうというところになりました。1番としましては公園の敷地内ですね。ここを禁煙という形にすることとなりました。こちらは子どもさんが遊び、多くの市民が利用するということになります。ただし、カッコに書いてありますが、当面の間、21時～5時は除外しますと書いてあります。夜間帯は受動喫煙はあんまり生じさせる影響がないでしょうということで除外という時間帯を設けたというところがあります。

あと2点目は、学校等の敷地内とその敷地に隣接する路上。これは先ほど御説明があったところの第1種施設になるところなんですけど、敷地内等につきましてはもう既に都条例でも禁煙となる場所なんですけど、学校の方からもよく御意見としてありましたのが、敷地内が禁煙だと校門を出てすぐのところでは皆さんおたばこをお吸いになって、と目にするところであるので、そこを何とかしてほしいという御意見はありました。というところから学校の敷地に隣接する路上ですね。そこも禁煙という形で今回の条例では決めさせていただいたということになります。これにつきましては、学校、小・中学校、保育園、幼稚園、あと児童館、学童クラブ等の子どもが利用する施設は隣接する路上は禁煙というふうに条例で定めております。こちらにつきましては路面シートなどを貼付して、ここが禁煙ですよということがわかるように啓発したり、あと看板等を設置予定にしております。

3番目ですが、市が管理する施設とその施設に隣接する路上ということで、これは第1種施設だけではなく第2種施設も含まれます。こちらの方も、市が管理する施設と隣接する路上を禁煙としますというふうにちょっと書かせていただいたんですが、ただ先ほどお話ししたように、共存ということも今回の条例の1つの基本になっておりますので、施設の屋外で、こちらの多摩市の方で受動喫煙を生じさせないと認めた対策を取った喫煙場所のみで喫煙は可能ですよというところをさせていただいております。分煙化を図るというところがあります。こういったところが環境整備のところの主な点になります。

あと右側になります。「たばこを吸う人と吸わない人が互いに配慮できる環境を整備します」と書かせていただいておりますが、多摩市内、4駅のみ、駅はございます。聖蹟桜ヶ丘、永山、多摩センター、唐木田という4駅ですが、ここの4駅周辺を現在も多摩市のまちの環境美化条例というのがございまして、そちらの方で路上喫煙の防止と、あとポイ捨て防止というのが決まっておりますが、引き続きそこを受動喫煙防止重点区域とさせていただきまして、引き続き重点区域内の路上喫煙を禁

止させていただくというところと、喫煙スポットをそれぞれ各重点区域内に置いております。そちらの方の受動喫煙防止対策強化というところでパーテーション設置等を都の方の補助金を使わせていただいて、公衆喫煙所ということでさせていただく予定にしております。そういったところで喫煙スポットの整備ということも書かせていただいております。また場所によっては永山、多摩センターの喫煙スポットにつきましては今後移転していく予定もしております。

3番目ですが「禁煙を希望する市民を応援します」ということで禁煙治療費助成制度というのを開始させていただきます。これは10月1日施行に合わせて実施する予定にしております。こちらの方も26市の中では昭島市さんが7月から開始されておりました、26市の中では2番目というところになります。これも受動喫煙防止の取組の1つといたしまして、後押しをするということになります。対象の方は多摩市に住所のある方で、助成内容は禁煙治療費の助成がもう保険適応となっておりますので、その禁煙治療費の2分の1を助成するという形で考えております。まずは登録をしていただいて、禁煙治療が終了した後に助成させていただくということになっておりました、評価としまして、終了後のアンケート等を取りながら評価をしていきたいと考えております。

最後の裏面にいきます。「たばこの正しい知識の普及・啓発に取り組みます」ということで啓発及び教育という形で書かせていただいております。特に市民検討会でもよくお話が出たのは、子どもたちへの教育が重要ではないかというお話が出ました。子どもがその年齢になったときにたばこを吸うということを選ばない知識がちゃんとあれば、そういったことが防げる、今後喫煙をする方の率もどんどん減っていくのではないかという御意見もありましたので、そのあたりは今後、教育委員会の方と連携させていただきながら実施していく予定にしております。ただ、教育委員会さんにもまたばこの方もかなり教育は実施しているというところもありますので、いま考えているのは養護教員の先生方と連携しながら、お子さま向けのリーフレットですとか保護者向けのリーフレットというのをわかりやすく作成して届けていくということを考えております。あと一般の大人の方への知識の普及・啓発というのにも必要と考えておまして、今度7月27日には講演会をさせていただく予定にしております。それ以降も必要に応じて、現在もコミュニティセンター等で「喫煙場所をどうしますか」というところではいろいろと話し合いを重ねているところになりますので、そういったところで市民の方にこういった知識の普及というところを引き続き実施していきたいなと思っております。以上です。

【石館会長】 はい、ありがとうございました。

それでは多摩市の医師会の田村委員さん、一言コメントいただけますでしょうか。

【田村委員】 多摩市医師会の田村でございます。実は私はこの市民検討会にも参加しておまして、副座長だったと思いますが、このいきさつについてちょっと簡単に補足させていただきたいと思いません。

多摩市で受動喫煙防止条例をつくらうという話になったのは、多分東京都が厳しい条例をつくる前の話でして、東京都が結構厳しい条例をつくってくれたんですが、さらにそういう条例をつくらうと

いう決議をした手前、議論が始まったわけです。ただ、さらに禁止区域を広げることについては委員さんの中には喫煙者もいまして「合法的な嗜好品をたしなむのは憲法上保証された権利だ」という意見と、非喫煙者が「子どもの前でたばこを吸うなんて人としてあり得ない」という厳しい考えを持つ人も、委員会としては相当激しい議論がなされました。いま市の課長から説明がありましたように、禁止区域は学校周辺と、それから公園、そこをさらに加えようということですが、禁止、禁止ばかりではなくて、たばこから真剣に離脱しようとしている人を支援する、これは保険診療で認められている治療でもあるわけですけれども、それを積極的に後押ししよう。それとやはり子どものうちからたばこは有害なものだということをしっかり教育する。その2つが大事だということで、私を含めてかなり強い意見がありまして、本当はその2つも条例に入れてほしかったんですが、なかなか入らなかった部分もありますけれども、喫煙から離脱を希望する人を支援する部分については東京都の補助金事業もできたということもありまして、多摩市も積極的に今年の秋から参加することになりました。そして禁煙教育についてですが、実際に条例に決めますと、教育計画の中にも入れなきゃいけないと。まあ、いいじゃないかと思ったんですが、実際に教育の現場としてはもうちょっとフリーハンドを残してほしいというような本音もございまして、それについては市民啓発活動をする。そういったことで講演会をやるというふうな形で決着をしております。医師会も東京都医師会自体が非常に熱心な禁煙運動をしているところございまして、講演会にはパネラーとして医師会副会長が参加いたしますし、医師会も禁煙、離脱事業などに関して積極的な関与をして、一生懸命啓発活動もしていかなければならないと思っています。以上です。

【石館会長】 はい、ありがとうございました。この件について公募委員の津布久委員さん、受動喫煙防止対策に対して一言御意見いただけますでしょうか。

【津布久委員】 今回、不勉強でよく状況を把握してないんですけども、私も武道館だとか、多摩東公園なんかをジョギングといたしますか、コースがあるので走っているときに、たまにコンクリートでたばこの吸殻を捨てるものがございまして、そこで準備体操を子どもたちを引率したりしてやっていますと、そこで堂々と吸ってる方もいらっしゃるんですね。そういうものも、いま改修をやっているんで、将来的、近い将来的になくなるのかどうかと。あとそういう人を見かけた場合、拘束力のある罰則があるのかどうか、あるいはただの啓蒙というか、吸っちゃいけないよという注意喚起に留まるのか、その辺ちょっと疑問に思ったんですが、お答えいただければありがたいなと思います。ありがとうございます。

【石館会長】 はい、ありがとうございました。受動喫煙防止対策についてこの他に御発言のある方どうぞ。

【金森健康推進課長】 お答えしてもよろしいでしょうか、いまの御質問に関して。多摩市です。すみません。いまお話があった多摩市に多摩東公園という大きな総合公園があります。いま公園も多摩市は208公園あるんですけども、79程度まだそういった灰皿が残っております。石でつくったような

吸殻入れですね。それにつきましては現在ポスターを付けてるんですけど、10月1日までに撤去予定とさせていただいております。まずは灰皿をどけるということで、あそこも公園にはなりませんので、1つはそういった形で環境整備をしていくということを考えております。ただ、総合公園と言われる多摩東公園、多摩中央公園、あと一本杉公園という施設、あと管理棟があるところですね。そういったところにつきましては多くの方が非常に利用されるというところで、全くなくなったときに課題があるのではないかというお話もありましたので、そういった受動喫煙をさせない、生じさせないところでどこか設けることができるかどうかというところはちょっと今後検討していくというところにはなっております。ただ、いま委員がおっしゃっていただいた真ん中にある灰皿につきましては撤去をしていくというところになっております。あと、もし違反をした場合、条例になった場合というところですが、一応科料まで設定はしておりますが、最初はちょっと実効力を持たせない形で見えていく予定にしておりまして、指導勧告というところで設定させていただいているところになります。科料を設定しているのは重点区域内の罰則という形で科料までというところで設けているというところになります。

【石館会長】 ありがとうございます。津布久委員さん、よろしゅうございますか。

【津布久委員】 はい、ありがとうございました。

【石館会長】 この他に受動喫煙防止対策について御意見、御質問ございますでしょうか。はい、どうぞ。石塚委員。

【石塚委員】 八王子の石塚でございます。もうたばこがいろんな病気のもとになるというのはわかりきった事実なので、これはとにかくこれからたばこがない世界にしていかなきゃいけないと思ってるんですが、きょう各市お集まりなんであれなんですけど、私は JR の西八王子の駅の近くで開業しておりますので、西八王子の駅を下りてまいりますと歩道がございます。歩道の半分ぐらいを使ってたばこをパカパカ吸ってるんですよ。その周りにはゴールドクレストだったかな、木が数本植えられていて、そこがモクモクなんです。歩道を通る人は半強制的に煙を吸わされる、こういう状態になってるんです。いま屋内のものについてはかなり充実してきてるんですが、先ほどから屋外の歩道もなっておりますけれども、駅の周りでどこか吸えるところをつくらなきゃいけないというのは私もわかりますが、つくるにあたって、ああいう人通りの多いところにつくるのはいかがなものかと。ちょっと私は八王子の件と、八王子ではないんですけども、池袋の大通り、高齢者が踏み間違いをして大きな問題になった交差点のところ、ちょうどあそこにやはり広い歩道があるんですが、その半分を使ってモクモクなんです。そちらは池袋の問題なんですけども、少なくとも多摩については、もう少し路上の問題もこれから取り組んでいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

【石館会長】 特にお答えは要りますか。

【石塚委員】 いえ、いいです。

【石館会長】 いま貴重な御意見をいただきました。ありがとうございました。他にいかがでしょう

か。はい、どうぞ。遠山委員。

【遠山委員】 遠山と申します。受動喫煙についてかなり厳しい条例ができるようで、9月1日以降のことについて私も関心を持っているんですけども、多摩市の受動喫煙について医師会の先生がかなり熱心に受動喫煙について取り組んでいらっしゃるので大変嬉しく思うんですが、私としてはこんなに受動喫煙にもものすごく熱心に取り組む以前の問題として、たばこを吸う人を減らせばいいんだと思うんです。それで病院の臨床の先生方は意外とたばこについては寛大なんですよね。私の場合、夫に対して病院の先生に「禁煙しなさいって言ってください」と何回もお願いしてるんですけども、病院の先生はまあ、せいぜい「禁煙した方がいいですよ」ぐらいしか言ってくださらない。先生に「なぜ禁煙してくださいと言ってくれないんですか」と言いますと「ストレスが溜まると困るでしょ」とこういうふう言うんですけども、何ヶ月も病院に入院してても、禁煙でもってストレスが溜まっておかしくなったということはないんです。ですから、やはり臨床の先生方も「禁煙しなさい」というふうに言ってくださったら、私はかなりたばこを吸う人も減ってくるんじゃないかと思うんです。だから受動喫煙防止の前に、たばこを吸う人を減らす学校教育とか、幼稚園からの教育もということをおっしゃってまして、それもとてもいいことだと思いますけれども、いま現在吸ってて、しかも病気にかかっている人には「禁煙しなさい」ということを言ってくださったら、私は助かるんですけども、よろしく願いいたします。

【石館会長】 遠山委員さん、貴重な御意見として承っておいてよろしいですか。院長先生方が大勢いらっしゃいますけれども、あえてお答えはいたしませんです。貴重な御意見として承っております。

それでは次に進ませてもらいたしたいと思います。よろしいでしょうか。報告の2つ目。自殺対策でございます。こちらはプランの冊子の41ページ一覧表の第1章第1節、生涯を通じた健康づくりの5番。自殺対策の推進に関連する取組の報告となります。先ほどベースラインの報告でもございましたとおり、昨年度は4市で計画の策定があったということでございます。本日はまず圏域の中でも先駆けて平成27年に計画を策定し、昨年度改訂された日野市の赤久保委員さんから御報告をいただきたいと思っております。

【赤久保委員】 日野市の赤久保でございます。日野市の自殺総合対策について、資料に沿いまして簡潔に御紹介させていただきたいと思っております。下段のスライドの方にページが振ってありますので2ページの方をお願いいたします。

まず現状でございますけれども、直近の国全体の状況といたしまして、先週の7月16日に2019年度版の自殺対策白書が公表されております。全国での自殺者数は4年連続して減少しているということで全体では21000件を下回る状態でございます。ただし、その中で気になるのが19歳未満の自殺率で、こちらが増加しております。統計開始以来最悪の状況となっているということでございます。また自殺対策に関する国の動きを整理いたしますと、平成27年度末に自殺対策基本法の一部が改正

されまして、平成 29 年 7 月には自殺総合対策大綱が閣議決定されております。その中で各自治体に自殺対策計画の策定が義務化されております。これに加えまして、厚生労働省の方で各自治体に対して自殺対策計画の策定の手引きというものを出し、また地域ごとの自殺の特徴と取り組むべき課題を取り上げました地域自殺実態プロファイルというものを各自治体に示してございます。日野市におけるプロファイルについては後ほど説明を簡単にさせていただきます。

次の 3 ページになります。日野市の直近の状況でございますけれども、平成 27 年から 3 年間は自殺者数がそれぞれ 34 人から 17 人、13 人と減少傾向にあったんですけれども、この平成 30 年の自殺者は 36 人と急増しております。中身としては 30 代～50 代、また 80 歳代以上の自殺者が増加しているという特徴がございます。日野市としても、これまでの動きといたしまして、平成 23 年に自殺総合対策の条例を制定しております。平成 27 年には先ほど会長から話ございましたけれども、近辺に先駆けまして、自殺総合対策の基本計画を策定しております。そしてここに記載してございます 4 つの目標を掲げて取り組んできたというところでございます。そして今回、先ほど申し上げた自殺対策の基本法が改正されましたので、それに合わせて改訂に着手したというところでございます。

次のページをお願いいたします。これまでも日野市では自殺対策といたしまして、市民意識の向上のための啓発事業ですとか、市役所各部署の窓口の担当職に対して窓口相談における気づき、こちらの研修、それから中学校全校生徒に悩んだときにいつでも相談できるような場所を記載いたしました緊急対応の小さなカード、持ち運びできるようなカードなどを配付してきたところでございます。次のページでございます。

今回の改訂ではこれまで取り組んできました事項については引き続き基本施策といたしまして継続して取り組んでまいります。そして国の自殺対策大綱ですとか、地域実態プロファイルから市として重点的に取り組むべき課題として提示があった項目を中心に新たに地域の実情に則した重点的な視点という取組目標を設定いたしまして、重点施策としてこちらに書いてございます 1～5 の 5 項目を追加する形を取っております。

最後のページになります。この重点施策については国から提供がありました地域実態プロファイル、こちらでは日野市における自殺者の状況から日野市は高齢者、それから生活困窮者、勤務・経営に関する取組が必要というふうにされておりましたので、これらの施策項目を設定したものでございます。また国全体で若年層の自殺率が先ほども申し上げましたけれども、上昇していることを受けまして、市としても若年者に対する施策も新たに加えたところでございます。市では既存の計画をベースに当市の自殺者の特徴に対する施策を重点施策として位置づけまして、国と同様に数値目標をこちらに書いてあるとおり掲げて取り組んでまいりますので、どうか関係者の皆様方の御理解と御協力を今後よろしくお願ひしたいと思ひます。簡単ですが、以上でございます。

【石館会長】 はい、ありがとうございました。続きまして、官民協働での大変ユニークな取組を実践されておられます町田市の取組について、田中課長さんから願ひします。

【田中健康推進課長】 町田市保健所健康推進課長の田中と申します。本日は所長の代理で出席しております。どうぞよろしく願いいたします。それでは町田市の自殺対策につきまして説明させていただきます。

本日は皆様のお手元にクリアファイルの一式を御用意させていただいております。この中の町田市自殺対策計画の概要版というものが入っておりますので、こちらを御覧いただきたいと思います。最初に町田市の自殺の現状でございますけれども、自殺死亡率につきましては近年減少傾向となっておりますけれども、国や東京都と比較してみますと、男女とも若年層と呼ばれる 30 歳代以下の年代で高く、60 歳代、80 歳以上は低い傾向となっております。なお、自殺者数につきましては最近では町田市の場合、年間で 60 人弱から 70 人台の間で推移しております。町田市では 2013 年 6 月に自殺総合対策基本方針というものを策定しました。この中で広報・普及啓発の一環としまして駅周辺の街頭キャンペーン、あるいは悩みの相談先一覧の作成、またゲートキーパーの養成でありますとか、相談支援の充実を図ることを目的に総合相談会の取組などを展開してまいりましたが、2016 年 3 月に改正されました自殺対策基本法や、その後の自殺総合対策大綱の閣議決定によりまして 2017 年度から町田市は計画の策定作業に着手いたしました。この計画の策定にあたりましては関係機関で構成します町田市自殺対策推進協議会並びに庁内関連部署で構成します庁内連絡会等を組織して検討を進めてまいりまして、今年 2019 年 3 月に策定したところでございます。

概要版の中身の方を御覧いただきたいと思います。基本理念として上に掲げております「かけがえのない“いのち”を大切にすまち」というフレーズを掲げております。東京都と同様に 5 年間の計画期間としまして、全体指標であります自殺死亡率、人口 10 万人に対してですけれども、こちらを 2015 年の 17.4 から 2023 年には 13.6 と約 20%減少させることを目標に置いております。また 3 つの基本目標としまして、生きることの促進要因を増やす。生きることの阻害要因を減らす。関係機関が連携して自殺対策を推進する。4 つの基本施策としまして、市民への啓発と周知、生きることの促進要因への支援、自殺防止に向けた取組、地域におけるネットワークの強化を計画に示しております、それぞれの基本目標ごとに成果指標も掲げて計画の進捗管理を行っていくこととなっております。

この計画を進めていく上で町田市の特徴として挙げられるポイントとしまして、国の自殺総合対策推進センター、あるいは市民意識調査で示されているデータなどを見ますと、30 歳代以下のいわゆる若年層や 40 歳～50 歳代の女性が国や東京都と比較して自殺者が多い傾向が出ておりまして、課題を抱えやすい特徴が見られます。そのため町田市ではこの点に着目しまして、これらの年代をターゲットにした事業を重点的に取り組んでいくことを予定しております。

今後の町田市、特に保健所として対応してまいります自殺対策の取組といたしましては 3 点ほどございます。概要版の裏面の方をまず御覧いただきたいと思います。まずゲートキーパーの養成につきましては、市民レベルの認知度の向上、あるいは各専門分野に携わる関係者の意識の向上などを目指しまして、市民向け、地域ネットワーク向け、教職員向け、専門職向けの 4 分野での養成講座を展

開いたしまして、特に若年層の自殺死亡率の減少を目指しまして取組を強化してまいります。

本日御用意しておりますクリアファイルの方ですが、現在、サッカーJ2リーグに所属しておりますFC町田ゼルビアの選手たちが試合前の意志統一を図っている場面でございます。この姿は仲間を大切にしよう、みんなでつながっていこうというメッセージを込めているものでございまして、市民向けの啓発資材としましてゲートキーパー養成講座の中でも活用を図っていく予定でございます。また、このクリアファイルの中に入っています緑色のチラシにつきましては今年の9月11日の水曜日ですが、ミュージカル「つまづいても」というものを実施する予定でございます。こちらはNPO法人の劇団員による公演になっておりまして、大学生が複数の悩みに追い込まれていく様子と、治療、回復への道が描かれている内容となっております、市民向けのゲートキーパー養成講座として位置づけております。御都合がございましたら是非御観覧をいただければと思います。

続きまして総合相談会の件でございますが、このチラシの裏面にも掲載されておりますけれども、例年、弁護士、あるいはハローワーク職員、保健師、精神科医など複数の相談員が1ヶ所に集まって行ってきております。今年は9月5日木曜日に開催いたします。このほか、来年の3月には先ほど町田市の自殺者の特徴として挙げました40歳～50歳代の女性をテーマにした悩み事相談を実施する予定としております。

最後になりますけれども、市内の鉄道駅などと連携した普及啓発キャンペーンでございますが、こちらにつきましては実は南多摩保健医療圏地域保健医療推進プランのコラム欄にも掲載されている取組みになっています。現在行っている取組としましては、9月と3月の自殺対策強化月間を中心に多数の方々が御利用されている鉄道駅の構内におきましてポスター掲示、あるいは啓発資材の配付等を各駅の関係者が主体的に実施しているところでございます。また町田市の計画の中でも実は位置づけておりますが、駅のホーム上の人身事故あるいは転落防止のためのホームドアの設置、こちらはいま現在、JR横浜線の町田駅のホーム上に一部設置されているところでございますが、これを5年後には市内5つの駅に設置していきましょうという目標を掲げているところでございます。

以上、私の方から町田市の取組を御説明してまいりましたが、計画全体の指標にもございます自殺死亡率の減少に向けまして、今後も対策に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

【石館会長】 はい、ありがとうございます。本日は日野第三中学校長の宮原委員にもお越しいただいております。SOSの出し方教育、こういった中学校での取組の御報告をお願いしたいと存じます。

【宮原委員】 日野第三中学校の宮原です。日野市内の中学校の取組ということでお話をさせていただきます。

まずSOSの出し方ということで昨年度からですけれども、東京都の方でつくりましたSOSの出し方というDVDがございまして、それを活用した取組をしてほしいということで始まりました。昨年度初めての取組でしたので、どの学校、中学校も全学年実施ということで行いました。今年度につきましてはそれぞれの学校、前年度1、2年生は見てるということで、2、3年は先生方からの講話のように

する。それからあと小さなカードを渡して説明するというので各学校、取組が違っております。本校の場合は1年生に見させて、そして授業を1時間行うという形を取っております。

また日野市では今年度からこのSOSの出し方の授業を保健師さんにやっていただくというような取組を行いました。こちらの方ですが、三沢中学校で実施いたしました。その目的としましては、保健師さんにも相談ができるということで子どもたちにとってみると、保健師さんってどういう方かわからない。でも実際に、今年は3名の方に来ていただきまして、そしてお話をさせていただいたということで、この方々に相談することもできますよということで、実際に相談できる方に話をさせていただいたということがございます。

またSOSの出し方とは少し変わりますが、日野市の場合はそれぞれの小・中学校なんですけれども、いのちの授業をしましょうということで、こちらの取組も行っているところです。道徳授業地区公開講座で、いのちについての話をしたりとか、それぞれの学校でいのちについての話。いのちというのは生死だけではなくて、生きるという広い意味を含めまして授業を実践しているところです。また日野市内のPTAの市の協議会というのがあるんですけれども、そこでいのちについて保護者も地域も考えましょう。そして子どもたちを含めて考えようということで、昨年度、もう一昨年ですね。今年度で3回目になりますけれども、いのちの輪の会話、対話ができる2時間程度の時間なんですけれども、各中学校での話し合い、こちらの方は昨年度から小学生も含めまして、小学校の児童会、中学校の生徒会希望者、そして地域の方々、そして当然ながら保護者も入りますけれども、いのちについて話し合いをする、そのような時間も取っております。以上でございます。

【石館会長】 はい、ありがとうございます。ただいまいただきました報告についての御意見、御質問等がございましたら承りたいと思います。はい、どうぞ。

【津布久委員】 いま日野と町田の委員さんに御報告いただいて、こんなに多いんだという率直な意見を持ちました。そこで僕もちょっとスポーツで子どもたちと関わってるんで、もしおわかりだったら教えていただきたいんですけども、若年層対策の推進と書いてあるということは、ある程度若年層が自殺に達するまでの素因といいますか、こんなことが原因になってるんだという統計的なものがあるのかどうかお聞きしたいんですが。例えばシンプルに考えると、いま流行ってる学校のクラブでのいじめだとか、学校での仲間からのいじめだとか、あるいは昨今では小さい子への若い親の方がお湯をかけたりといういじめとか、いろいろあると思うんですけど、この若年層に対するこれからの対策を図っていくんだというお話をさっき伺ったんで、ある程度の素因分析ができていのであれば教えていただければと思います。よろしくお願いします。

【赤久保委員】 日野市の方で分析しているわけではないんですけども、自殺には危機経路というのが、こういう過程を経て自殺に至るという経路がどうもいろいろあると。いまお話もちょっとありましたけれども、若年者ですと、例えば高校を中退して引きこもりになって、それからうつ状態になって自殺に至る、ですとか、若いうちに会社で失敗して、やはり引きこもって、精神的に追い込まれ

て、それで自殺に至るとか、どうも複数の経路をたどって最終的に自殺に至るのではないかとされており、大体4経路ぐらいを平均に経て自殺に最終的に至るといふようなことは聞いております。以上でございます。

【石館会長】 ありがとうございます。津布久委員さん、よろしいですか。

【津布久委員】 はい、ありがとうございます。

【石館会長】 それではお待たせしました。小川委員さん、どうぞ。

【小川委員】 町田の小川でございます。とにかく若年層の自殺の数が急上昇ということで問題になっておりますよね。ということは若い子どもたちの悩みですよね。自殺に至る気持ちをいかにキャッチアップするかということがもちろん大事だということは十分承知しておるんですが、いわゆる悩みの相談先の一覧というのが町田も日野もございますけれども、すべて電話なんですね。厚生労働省は確かいわゆる SNS を使った悩みの相談というのでもう一覧を出してますよね。実際、1年間で約28000件という相談があったということなんで、若年層は我々ともう全然ジェネレーションが違うんで、もう携帯、スマホでそこで相談すると。1年間3万件あるということなんで、是非こういう方法を活用していただければなというふうに思います。僕は5年前に町田の自殺対策の委員をやってたんですけど、そのときも発言しましたが、ちょっときょう変わってないみたいなので、相当有効な手段だと思っております。よろしく願いいたします。

【田中健康推進課長】 町田市からいまの御意見を踏まえてお答えをさせていただきます。先ほど私の方から御説明した自殺対策計画の概要版の中で、基本目標2の基本施策3の中に自殺に関連するグーグル検索対応事業というものを新たに今年の4月から始めているところでございます。こちらについては市内のエリアで自殺をしたいとか死にたいとかいう、グーグルの検索でそういうキーワードを打った方に相談先をポップアップして、いま小川委員からもお話のあった悩みの相談先一覧を出せるような仕組みをNPOの法人の方の委託事業で、いま展開を始めているところでございます。ちょっと内容の分析とか検証はこれから町田市も含めて実施させていただこうと思っておりますが、クリックされている数がかなりの件数で、大体月平均500件以上いまそういう検索キーワードを出されている方がいらっちゃって、やっぱり潜在的に自殺の希死念慮というハイリスクの方ですね、そういった方が多いのかなという印象を受けております。以上でございます。

【小川委員】 ありがとうございます。素晴らしい取組で感謝しております。よろしく願いいたします。

【石館会長】 それでは中井委員さん。

【中井委員】 日本医大の中井でございます。すみません、きょう遅くなりまして。遅くなった理由が実はまさにこれに関連してまして、私は専門が産婦人科でございますが、いま日野市の中でも若年の女性ということで挙がったかと思うんですけれども、児童虐待による虐待死というのが増えていることはもう国のデータで皆さん御承知と思っておりますけれども、それに対して我々産婦人科の学会、団体

では妊娠期間中からそういったものに介入していこうことをいま非常に盛んに行っておりまして、精神疾患を合併する妊婦さんの全国頻度なども算出していますが、約4%ぐらい。ですから年間4万人ぐらいの方がメンタリティ相談があるという状況で、先ほど遅れてきたんでプランのベースラインというのは全部説明を聞きそびれたんですけども、母子保健の充実のところでは子育て世代包括支援センターというのを各自治体に設置しなさいと。これは多分国の方針で出てると思うんですが、実施状況を見てみますと、まだいまオンゴーイングの市もおありのようなんですけども、いま若年の自殺対策というところ、特に女性からの問題になりますと、おそらくそういった望まない妊娠であるとか、いわゆる特定妊婦と言われるようなケース、そういった方が出産した後に子どもと一緒に心中しちゃったりするケースというのはかなり多くて、全国の想定の数値しか出ておりませんが、おそらく100件近い数字があるんじゃないかというふうにいま言われてるところです。この連携というのがどうなっているかというか、今後、こちらも自殺の総合の支援センター的な書きぶりが日野市の方でありましたけれども、子育て世代包括支援センターともここは是非連携していただきたいなと思うんですけど、その辺いかがか教えていただければと思います。

【石館会長】 支援センターについてお答えはどちらから。じゃあお願いいたします。

【赤久保委員】 日野市です。いつもお世話になります。ありがとうございます。日野市の場合、いま計画しているのは子ども包括支援センターというものを計画しております。いまお話がありました虐待の関係と母子保健、これをいまは別々な部署で扱ってるんですけども、これを統合して1つの部署として情報交換しやすいような環境をつくろうというふうなことを計画しております。ただ、いまちょっと基本方針をここで固めたところですので、今後計画に上げていくというようなことで、ちょっとまだ時間はかかると思いますけれども、そういったことを進めるという姿勢ではございます。以上でございます。

【中井委員】 きょう遅れてきた理由というのがまさに特定妊婦が来て、その診療で1時間ぐらいかかってしまって、自分の外来が終わらなかったということでしたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。多摩地域は23区中央部分なんかと比べますと、非常にそういう方は多いんじゃないかと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【石館会長】 後段の方は御意見として頂戴しておきます。

ここでちょっと東京医科大学八王子医療センターの病院長さんが、時間の御都合がございまして、ちょっと御発言をいただくこととなります。よろしくお願ひします。

【池田委員】 災害対策について少しお話しさせていただきたいと思ひます。私は八王子医療センターの病院長をやっている池田と申します。八王子医療センターは皆さん御存じのように南多摩医療圏におきまして第三次の救命救急センターとして1980年、約40年前に稼働しておりまして、防火防災対策訓練というのを定期的に年3回行ってきております。その中で最も大きな訓練といたしましては、毎年2月と10月に行われる救急医療救護所設営及び多数傷病者発生の特種訓練というものを

行ってきております。参加者は八王子医療センターの職員はもちろんですが、近隣の医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会の先生方や、当センターと災害時の連携協定を締結しております拓殖大学や法政大学の学生さん、そして八王子保健所、看護大学の学生、消防、警察、八王子市職員など、総勢 300 名以上の参加を見まして、防火意識の向上に努めてきております。こういったことを継続してやることによって少しでも近隣の施設と連携して防火、防災の意識を高めてきております。以上です。

【石館会長】 池田委員さん、どうもありがとうございました。お時間の御都合があるということだったので先にも御発言を頂戴した次第でございます。ありがとうございました。

報告の 3 つ目、災害対策にもう入ったわけでございますが、プランの冊子の 41 ページ一覧表の中で、第 2 章、健康危機管理体制の充実の 7 番、災害対策救急医療の充実に関連する取組の報告となりますが、プランでは災害医療連携体制を充実させることを目標に挙げております。ここで稲城市の取組について御報告をいただきたいと思っております。稲城市の武藤委員さん、お願いいたします。

【武藤委員】 それでは私、稲城市の福祉部長の武藤の方から御説明をさせていただきたいと思っております。初めは A3 版の 1 枚資料で御説明しようと思ったんですけれども、やはりちょっと煩雑になるということで、私の説明資料をそのまま今回 A4 の両面で印刷させていただきましたので、こちらを中心に御説明させていただきたいと存じます。

稲城市の災害医療への取組につきましては、こちら 1 にありますとおり、災害医療にかかる具体的な方策を検討するために稲城市に災害医療連携会議を設置しております。こちらにつきましては協議事項といたしましては、(1)災害時における医療救護活動の運営に関する事、また(2)としては同じく災害時における傷病者等の搬送に関する事、また医薬品の備蓄及び供給に関する事などを御協議いただく会議でございます。

こちらの構成でございますけれども、まず災害医療コーディネーターといたしまして、稲城市医師会の方からお 2 人の先生に来ていただいております。また災害薬事コーディネーターとして薬剤師会の方から 4 人の薬剤師の先生に来ていただいております。またそれ以外に歯科医師会の方からは稲城支部長さん、また柔道整復師会の方からも稲城市の地区長さんであります副支部長さんお 1 人に参加していただいております。またこれ以外に稲城市は市立病院を持っておりますので、そちらの方から病院長を含めた医師関係の方、また稲城市は単独消防を持っているところがございますので、そちらの消防本部の一番の長になります消防長をはじめとしまして消防本部の部課長なども入っております。また稲城市の教育委員会教育部、こちらは避難所などの設営の中心となる部署でございます。こちらの部課長職が参加しております。また最後は事務局も兼ねておりますけれども、稲城市の福祉部、こちらは健康課が中心となりますが、こちらが事務局を兼ねて参加しているというところがございます。したがって、非常に広範囲の方たちで構成している会議というところがございます。

また本体の連携会議につきましては、実施は年 2 回開いております。こちらはちょっと A3 版のス

スケジュールの方を合わせながら見ていただければと思いますけれども、こちらは表の方で一番左側に書いてあるのが項目でございます。その次が 31 年度のスケジュール、また 30 年度と 29 年度の実績がこちらの方で一覧になっているというところでございます。一番上の行の項目が連携会議でございます。こちらは例年 7 月と 2 月に実施しておりまして、今年度も既に 7 月 18 日に実施しているところでございます。メンバーとしましては、先ほどの構成メンバー全員が一堂に会する会議となっております。

続きまして、その下部組織になりますが、会議の調整部会。こちらは先ほどの A3 の表の中では上から 2 番目になりますが、こちらが実質的にさまざまな事項を御協議いただき、案を作成するというものでございますけれども、実際の構成は 7 番、(7)である教育部、教育委員会を除く方々すべてがやはり参加しておりますので、ほぼ皆様の御意見をしっかりと反映して御協議をいただき、年 2 回の連携会議の中で決定していくというような構成となっております。

それでは平成 30 年度の主な活動の内容でございます。まず南多摩医療圏災害医療通信訓練、こちらにつきましては年 3 回を実施しておりまして、こちらは市の職員は消防本部、そして福祉部の職員が参加をし、また災害医療コーディネーターにも参加をいただきながら通信訓練を実施しております。

続きまして(2)でございます。医療救護所マニュアルの作成でございます。こちらにつきましては医療救護所を実際に開設するまでの具体的、かつ実践的なマニュアルの作成でございますけれども、こちらは第 1 次医療救護所、市内に 3 ヶ所ありますうちの 1 ヶ所目でございます平尾小学校のものを平成 30 年度において作成しております。そして災害医療連携調整部会にて協議を行い、先ほど申しました連携会議の中で御承認をいただいて完成を目指すということで 30 年度は実施しております。また残る医療救護所マニュアルにつきましても今後随時作成していくということで決定している内容でございます。

続きまして(3)薬事活動マニュアルの作成でございます。こちらは稲城市が定めました地域防災計画に災害時には薬事センターを稲城市保健センターに設置することが定められております。このことから災害時に薬剤師会の活動が円滑に行えるよう、こちらの市での薬事活動マニュアルの作成にいま着手しているというところでございます。こちらは平成 31 年度に行われます稲城市の防災訓練におきまして現段階でのマニュアルを活用し、訓練を実施する予定としております。その後必要な修正を加えまして、31 年度に完成を目指しているというものでございます。

続きまして裏面でございます。(4)各医師会での行動マニュアルについての確認などを行っております。部会にて各師会のマニュアルについて作成状況を確認し、参集の条件など、各師会によって少しその条件に違いがあることが確認できております。師会はその情報を持ち帰って現在見直し作業を実施しているところでございます。

(5)でございます。トリアージ訓練を実施しております。昨年の 8 月 23 日に消防署にございます講堂におきましてトリアージ訓練を実施しております。講師には日本体育大学の救急救命士である鈴木

健介准教授をお招きし、当日はトリアージ方法の講義を受けたのちに、患者役とトリアージをする役とに分かれ、訓練に取り組んでおります。

続きまして(6)では稲城市の地域防災訓練でございます。こちらは昨年11月4日、多摩川の河原で実施いたしました。こちらはトリアージについて市民に普及啓発を行うことを目的としております。防災訓練に参加した市民を対象に実際にトリアージを実施し、またテント内にはトリアージの解説資料などを掲示し、このようにトリアージをするんですよということを実際に御説明を行っていただいております。参加したメンバーにつきましては医師会、歯科医師会、また薬剤師会、柔道整復師会の皆様から御協力を得て実施しております。

最後に今年度、平成31年度、令和元年度になりますが、の活動の内容でございます。引き続き、南多摩医療圏の災害医療通信訓練の実施、また医療救護所マニュアル、及び薬事活動マニュアルの作成に取り組むということでございます。こちらには書いておりませんが、先ほど御説明しました平尾小学校用の医療救護所マニュアルにつきましては7月18日に開催しました会議において御承認をいただき、完成を見ているところでございます。今後は残りの部分も順次作成してまいりたいと思っております。また今年度につきましては10月6日に稲城市の防災訓練が実施される予定でございます。こちらにつきましては引き続き部会で中身を協議し、準備を進める予定でございます。今回は先ほども御説明しましたように、稲城市にございます大丸公園というところで防災訓練を行います。その隣には市立病院、そして検診センターがございます。その検診センターの一部を仮想の保健センターに見立て、そちらで薬事の訓練を実際に行ってみて、先ほど申し上げましたマニュアルの改正などもその中で実際に問題点を把握しながら修正を加えていきたいというふうに考えております。稲城市の取組は以上でございます。

【石館会長】 はい、ありがとうございます。それでは医師会からのお立場として稲城市医師会、谷平委員、コメントをお願いいたします。

【谷平委員】 南多摩医療圏の災害医療コーディネーターが東京医大八王子の新井先生になっていただいておりますので、先生のもとに災害の対応の御指導をいただき、また医療圏通信訓練等をしております。稲城市は非常に医師会の人間も少なく、また市内に住んでいるお医者さんも少なく、なかなか夜とかは対応が難しいということで、災害の時の対応についての意識にはかなり温度差がありまして、災害の訓練のときに参加してもらえない人間が少なかったり、これからどう増やしていくかというのがちょっと課題になっております。ただ市内に住んでいる医療従事者とかも結構市内に開業してなくてもいらっしゃるの、そういう先生方も参加できるような体制をつくっていただければなと思っております。少しずつマニュアルをつくってきて公表できるような段階になってきたので、またいろいろ協力できるようにしていただければなと思っております。あと、この圏域の中では稲城市というのは一番東の外れでありますので、すぐ隣接する川崎市の多摩区とか麻生区に他にも病院がございますし、もちろん多摩市の南部病院とか、日本医大の永山病院とかにも救援を頼むことはございますが、それ以外にも

目を向けて、いろんな協力を求めていかなければいけないかなと思っております。一応こんな感じです。これからもよろしく願います。

【石館会長】 はい、ありがとうございます。どうぞ。

【中井委員】 すみません。御報告ありがとうございました。日本医大の中井でございますが、私どもの病院としてもこういう取組はやってるんですけども、もう1つ、いま国の方の動きで妊産婦であるとか、小児のための災害時小児周産期リエゾンという仕組みをつくりまして、いわゆる災害コーディネーターを補佐する役割ということで、私もその1人に任命されておるんですけども、是非今後、訓練の際にそういった妊産婦であるとか、そういった要件も御検討いただいて、いま国から東京都に下りて、東京都の方の委員会でいろいろ仕組み図なんかをつくってる最中ですので、おそらく来年度以降のことにはなろうかと思うんですけども、多摩は3分の1のお産があるので、1日100人出産するんです。多摩全部がやられることはないかもしれませんが、やられた瞬間にその100人はどこかで生まなければいけないわけですから、仮にケガをしていなくても陣痛が起きますので、グレードの高い救急患者になるということを御認識いただければと思います。各市の方もいらっしゃると思うので、ちょっとお話しさせていただきました。以上です。

【石館会長】 はい、どうぞ。

【西村委員】 駒沢女子大学の西村です。私は東京都栄養士会の会長もさせていただいております、あと実は日本栄養士会では災害の専門栄養士というのを育成しております、実は東京にはもう既に200人以上の災害専門栄養士、リーダー研修やスタッフ研修を受けた人間がおります。災害時の食と栄養に関する提携、実はいま練馬区さんからもお話をさせていただいております、万が一災害が起きたときには東京都の栄養士会の中に実はJDA-DATという組織があります。災害時専門の。そこと連携すると、いま提携を結ぼうというふうに練馬区さんとお話を進めております。是非この南多摩の5市ともそれぞれと提携が結べれば栄養士会の方で万が一のときにはいろいろな御支援ができますし、それから日本栄養士会のチームが大きな災害が起きると必ず出向いて行って特殊栄養ステーションとか、こういったものをつくっています。これは内閣府からの指示で災害が起きると必ずすぐに内閣府から栄養士会の方に連絡が来て、そういった形での支援をさせていただいています。昨年も西日本の豪雨のときにも出動しましたし、当然その前の熊本のときも行きましたし、それから常総で起きたときも、常総のときは東京は近かったので、実際に東京都のチームが3チーム入っております。もしこの地域で何か起きれば必ずそのチームが動きますので、動いてきたときには実は支援物資の整理であったりとか、僕も実際に東日本大震災のときには気仙沼に5回ほど行ってるんですけども、そのときに気仙沼で災害対策本部をつくって、支援物資の整理から、被災された被災地の避難所の栄養管理等もさせていただきました。ですから各市と我々栄養士会の方でそういった連携というのができますので、こういった会議や、それからマニュアルづくり等のときには是非参加させていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

【石館会長】 はい、栄養行政の立場から西村委員さんから貴重な御発言をいただきました。それでは進ませていただきます。南多摩保健所長、小林委員さん。

【小林所長】 私の方からは国と圏域ということでちょっと総論的な話をさせていただければと思っています。

国の方では先ほど来、部分、部分の話はありましたが、大きな話、保健医療としまして3層構造、都道府県と圏域と区市町村という3層構造でシステムをつくっております。昨年、本協議会でまさに西日本にうちの保健所から行ってます、みたいな話もさせていただきましたが、それは2番目の圏域に対して応援体制で行ったというような仕組みになっております。我々保健所、行政の人間としましては、都道府県の方に都道府県であったり、二次医療圏の方に応援体制をつくるDHEATというような仕組みがありまして、昨年来できまして、東京都としまして、いまリストアップ、応援要員のリストアップをまさに急ピッチで進めている最中ということがございます。

次に圏域の話をさせていただきますと、先ほど来、皆さん御存じのところもあるんですが、当南多摩医療圏におきましては東京医大の新井先生が地域の医療の、ある意味リーダー、コーディネーターという言い方をしてますけどリーダー。日医の久野先生がサブリーダーという形で毎月1回、各師会等集まりまして、会議、ワイワイガヤガヤやっております。正直、東京都の中では一番圏域レベルで進んでいる取組をされているなと思いますし、各区市町村レベルにおきましても多摩市の医療訓練なんかは大々的に毎年やられておりますが、さまざまな取組をされているというような現状がございます。

それから追加の話としましては、先ほど中井委員の方からありました周産期リエゾンという名称を使ってますけれども、こちら日医の山岸先生の方が先ほど言いました毎月の会議の方に参加いただきまして情報交換等させていただいたり、あとは栄養士会、それから精神の方でDPATというような名称がありますが、今後どんどんそういうふうな形で、あとリハビリの方ですね、そういったことでどんどん横に広がる流れができつつあるのかなというふうには思っております。以上です。

【石館会長】 はい、ありがとうございました。ただいま小林南多摩保健所長さんの事務局としての御発言がありましたが、これに対して御質問、御意見がございましたら承りたいと思います。特にございませんか。

それでは、以上で事務局が用意しました案件につきましては終了いたしました。議事以外で何か御質問、御意見ございましたら承りたいと思います。

【谷津課長】 会長、恐れ入ります。(4)にフォーラム案件がございますのでよろしいでしょうか。

【石館会長】 失礼しました。そうですね。フォーラムについての情報をお願いします。

【河西課長】 それでは時間も押しておりますので手短かに河西より説明させていただきます。51ページ、資料9になります。

このフォーラムにつきましては平成12年度より発足しているものでございまして、現プランの第3

章、人材育成及び質の向上に位置づけられておりました、年に1回、圏域の保健・医療・福祉の関係者の皆さん方に実践報告等御発表いただきまして議論して、相互に研鑽を深めようというものでございます。

昨年度を取組でございます。2月7日木曜日に八王子市クリエイトホールで開催しております。内容につきましては演題発表を中心としまして口頭11題、誌上発表2題というところで質疑応答を行っております。参加人数につきましては154名、5番を見ていただきまして、アンケート結果の方は記載のとおり、圏域内のさまざまな職種の方々に集まっております。お手元に本日、黄色の冊子をお配りしております。この19回目のフォーラムの詳録集となっております、1つめくっていただきますと演題の一覧が御覧いただけますので、是非今後目を通していただければと思います。

裏面に行ってくださいまして、アンケートの結果なども記載しておりますので、また御覧いただければと思いますが、御意見としましては「多職種の方の取組を聞くことができ大変刺激を受けた」ですとか「地域の連携の大切さがわかった」といったような高評価をいただいております。発表ですとか、御参加、御協力をありがとうございました。

次に1つめくっていただきまして、今年度の予定でございます。今年度、20年目、第20回となります。来年の1月31日金曜日、場所は例年どおりの八王子クリエイトホールで午後1時15分から開催予定でございます。今年度も各機関からの具体的な取組の発表と質疑をメインに開催したいと思います。4番のプログラムにありますように、地域包括ケアの推進、予防活動の取組、プランに掲げるさまざまな取組の3つのテーマを設定しまして、演題募集を行いたいと思います。6番に今後のスケジュールを記載してございます。9月中旬頃から演題発表の募集を開始いたします。また11月上旬には参加者募集を開始いたしますので、できるだけ多くの皆様方にこの地域の取組を聞いていただくと幸いです。このフォーラムにつきましては子どもから高齢者、障害者、それから虐待対策、感染症ですとか、災害など健康危機管理などのさまざまな取組を発表していただきたく思っております。そういった形で次のところに少しテーマの詳細、区分について記載しておりますので、参考にさせていただきます。是非本日おいでいただいた機関の皆様方からも御発表をお願いしたいというふうに思います。フォーラムについては以上でございます。

【石館会長】 はい、ありがとうございます。このフォーラムはもう20回を迎えるわけですが、他の圏域にはない当圏域独自のフォーラムですので、これが20回を迎えたということについては感慨を覚えるところでございます。是非皆様の御参加をいただきたいと思っております。事務局の用意しました案件については終了いたしましたけれども、この際、他に何か御意見等ございましたら承りたいと思います。特にございませんか。

本日は若干時間がオーバーして申し訳ございませんでしたけれども、議事の運営に御協力いただきまして誠にありがとうございました。マイクを事務局にお返しいたします。

【谷津課長】 石館会長、大変ありがとうございました。また委員の皆様、長時間にわたりまして活

発な御審議をいただきまして誠にありがとうございました。本日いただきました御意見を踏まえましてプランの進行管理を進めてまいりたいと思います。なお、今年度の3つの部会につきましては例年どおり1月の開催を予定しております。近くなりましたら正式な通知を送付させていただきます。

最後に、事務局より1点、事務連絡がございます。河西課長、お願いします。

【河西課長】すみません。時間のない中恐縮でございます。配付いたしました研修会のお知らせをさせていただきますと思います。ブルーのチラシをお配りしております。当所主催の自殺対策推進研修でございます。今年度は八王子市保健所共催、町田市保健所協力という形で企画しております。8月22日木曜日14時から永山の公民館5階ベルブホールの方で、SNS相談から見る「生きづらさを抱える子どもたち」～今、私たち大人にできること、すべきこと～と題しまして開催いたします。先ほども話題に上がりましたが、若年層の自殺対策は大変重要な課題と考えております。研修の第1部では都で実施しておりますSNSを活用しました自殺相談事業から見える相談の実態を報告いただきます。第2部では日々子どもたちと向き合い、対話されているスクールカウンセラーであります講師から事例を中心にお話をいただきたいと思います。SNS相談に訪れる生きづらさを抱える子どもの実態というところから子どもたちが発するさまざまな形のSOSを受け取る。そしてスクールカウンセラーが関わる事例から地域との連携についてヒントをいただくというところで私たち大人が明日からできることを具体的に考えることができると企画しておりますので是非多くの皆様方に御参加いただきたいと思います。まだまだ人員に余裕がありますのでお越しいただければと思います。以上でございます。

【谷津課長】 それでは以上をもちまして令和元年度南多摩地域保健医療協議会を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。

－ 終了 －